

草加柿木産業団地(草加柿木フーズサイト)

～ 敷地内の緑化をお願いします ～

草加柿木産業団地地区_地区計画内

緑化制度の概要



表紙画像: 草加柿木産業団地
完成予想鳥瞰図



草加柿木産業団地周辺の田園環境等の自然との調和のとれた
緑に囲まれた良好な環境を有する産業団地の形成を図るため、
平成31年3月から当該地区の緑化率を定める

「草加市地区計画区域内における建築物の

緑化率の最低限度に関する条例」を施行しています。

草加市みどり公園課



根拠条例

草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例

※平成31年3月から施行しております。

本パンフレットでは、以下「緑化率条例」と略して記載します。

また、条例施行規則もありますので、そちらも併せてご覧ください。

緑化率と対象規模等

緑化率

建築敷地の **25%** の緑化施設を設けてください。

※ただし、増築後の床面積の合計が従前の1.2倍を超えない規模の増築は、本緑化率が適用されませんが、緑化率の適用除外であることの確認のための申請（第3号様式）が必要です。

区域

草加柿木産業団地地区地区計画区域の 地区整備計画が定められた区域



敷地面積等

敷地面積が **3,000㎡** 以上の建築物の新築や増築を行う場合

手続の流れ

建築計画・事前相談

1

緑化率適合証明書又は、緑化率の適用除外に関する確認申請書の提出

提出書類

- 適合証明：第1号様式
- 適用除外確認：第3号様式

【提出部数】※各様式共通
2部（正副各1部）

【添付書類】※各様式共通

案内図、配置図、
建物図面（平面図、立面図）、
緑化施設の面積算定根拠図、
※増築の場合
増築前の配置図、建物図面

開発許可・建築確認

開発・建築工事

工事の完了

2

緑化施設工事完了届の提出

提出書類

- 第10号様式

【提出部数】
1部

【添付書類】

案内図、配置図、
建物図面（平面図、立面図）、
緑化施設の面積算定根拠図、
整備後の写真（2方向以上）、
開発完了届の写し

3

工事完了検査

完了

□：緑化率条例の手続

留意事項など

①の申請時期について

→ 手続は地区計画の手続と同時に行ってください。

①の変更時の取扱いについて

→ 計画が変更となった場合は、再度申請が必要です。
ただし、軽微な変更（算定面積が変わらない樹木の変更等）
の場合は不要です。

③の検査予約について

→ 開発工事の完了検査の中で、緑化率条例の検査も行います。
したがって、開発工事の検査を開発指導課に予約してい
ただければ結構です。

緑化率の算定方法

基本事項

建築物の緑化率（25％）の算定の基礎となる緑化施設の面積は、**都市緑地法施行規則第9条に基づき算出**してください。

緑化施設の区分

緑化施設の区分は次のとおりです。

- ① 樹木
- ② シバ、その他の地被植物
- ③ 花壇、その他これに類するもの
- ④ 壁面緑化
- ⑤ 水流、池、その他これらに類するもの
- ⑥ 上記の緑化施設に附属して設けられる園路、土留、その他の施設

※上記区分の緑化施設（④壁面緑化を除く。）を建築物その他の工作物に設けた場合（屋上緑化等）も緑化施設として算出することができます。

その他留意事項

○ 既存の緑化施設

敷地内で保全される既存の緑化施設の面積も計算の対象とすることができます。

○ 工場立地法により義務づけされている緑地の面積を含むことができます。

なお、工場立地法に基づく緑地面積と、都市緑地法施行規則に基づく緑化施設面積の **算出方法には、違いがあります**ので 注意してください。

【主な相違点】

- ① 工場立地法の緑地は、樹木又は芝その他の地被植物で表面が覆われている部分です。
- ② 工場立地法には、屋上緑地、壁面緑地、駐車場緑地の面積の上限があります。
 - ・詳しくは、草加市産業振興課にお問い合わせください。
 - ・工場立地法の関連HP

緑化率の算定方法

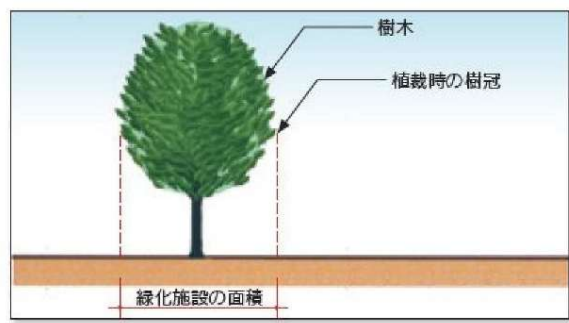
各緑化施設区分の面積計算方法

緑化施設区分ごとの面積計算方法の概要は次のとおりです。

1 樹木

次の3通りの算出方法のうち、いずれかの方法で算出してください。

(1) 「植栽時樹冠」の水平投影面積の合計 **注) 樹冠重複不可**



(2) 「みなし樹冠」の水平投影面積の合計 **注) 樹冠重複不可**
樹高に応じて、下表に示す半径の円形樹冠を持つものとみなし、面積を算出できます。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
1m以上2.5m未満	1.1m
2.5m以上4m未満	1.6m
4m以上	2.1m

注) 樹高が1m以上のものに限ります。

(3) 条件(※1)を満たす植栽基盤(※2)の水平投影面積の合計

(※1) 下記に示す密度以上で植栽されており、かつ、適切な配置で植栽されている場合に適用できます。

(※2) 樹木が生育するための「土壌その他の資材」をいいます。

<<条件となる植栽密度>>

$$A \leq 18T1 + 10T2 + 4T3 + T4$$

A : 当該部分の水平投影面積(単位 m²)

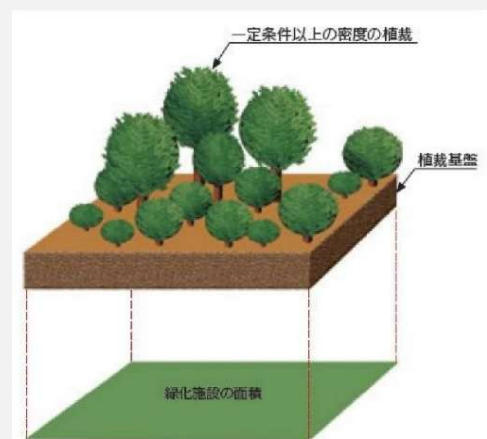
T1 : 高さ4m以上の樹木の本数

T2 : 高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T3 : 高さが1m以上2.5m未満の樹木の本数

T4 : 高さが1m未満の樹木の本数

注) 樹木の高さは、植栽時の高さです。



緑化率の算定方法

各緑化施設区分の面積計算方法

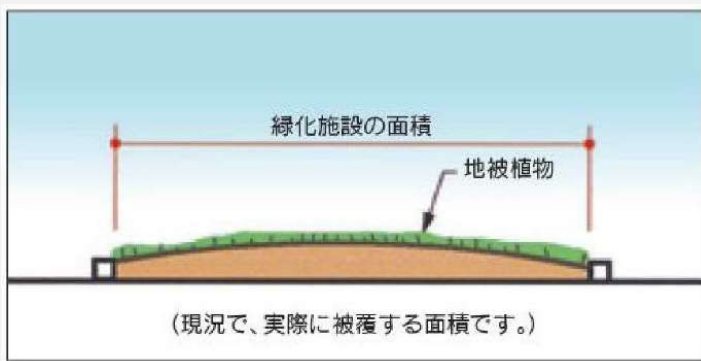
2 芝、駐車場緑化、その他の地被植物

シバ等で表面が覆われている部分の水平投影面積

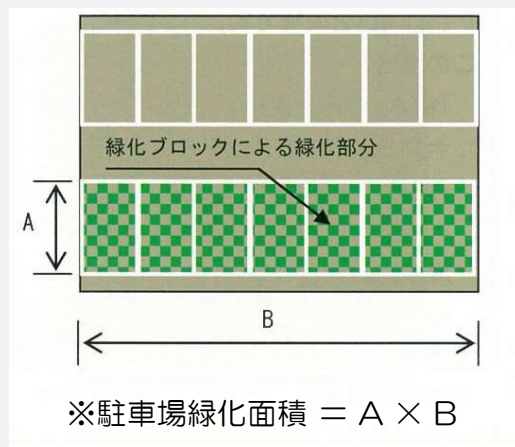
注) 駐車場緑化は、芝生保護材を含めて面積を算出して差し支えありません。

注) 他の緑化施設の水平投影面積との重複不可

● 芝その他の地被植物による緑化



● 駐車場緑化

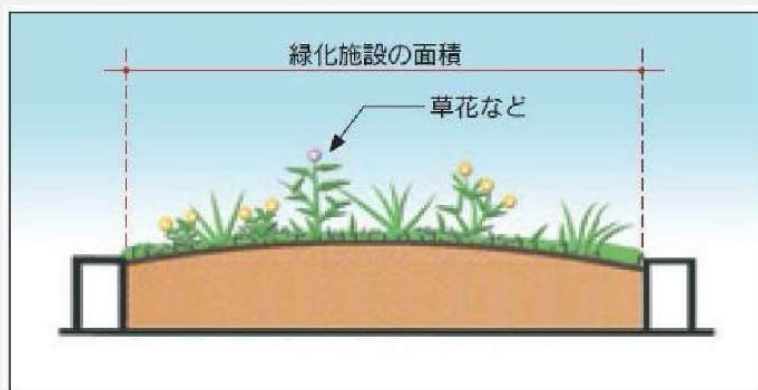


3 花壇、その他これに類するもの

草花等が生育するための植栽基盤（注）で、表面が覆われている部分の水平投影面積

注) 他の緑化施設の水平投影面積との重複不可

注) 植栽基盤とは、樹木が生育するための「土壌その他の資材」をいいます。



緑化率の算定方法

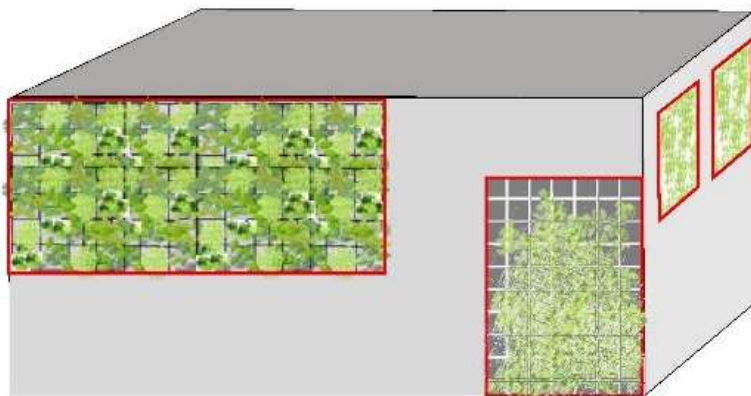
各緑化施設区分の面積計算方法

4 壁面緑化

建築物の外壁に整備された緑化施設の鉛直投影面積
(水平面に対して垂直な面に投影した面積)

- 注) 草花その他これらに類する植物又は芝その他の地被植物等が生育するために必要な資材(補助資材、植栽基盤等)で覆われている部分、又は植物で覆われている部分のどちらか大きな面積を緑化施設的面積とすることができます。
- 注) 補助資材、植栽基盤等で覆われている部分の面積を緑化施設的面積とする場合は、それらの資材から突出している植物の面積を含めないでください。
- 注) 補助資材の設置範囲は、対象となる植物の生育が通常見込まれる範囲としてください。
- 注) 補助資材、植栽基盤等が外壁部分に設置されない場合は、植物で覆われている部分の鉛直投影面積を緑化施設的面積として算定してください。

- ・ 壁面緑化面積＝壁の正面から見た際の赤枠で囲われた部分の面積(壁面に対する鉛直投影面積)



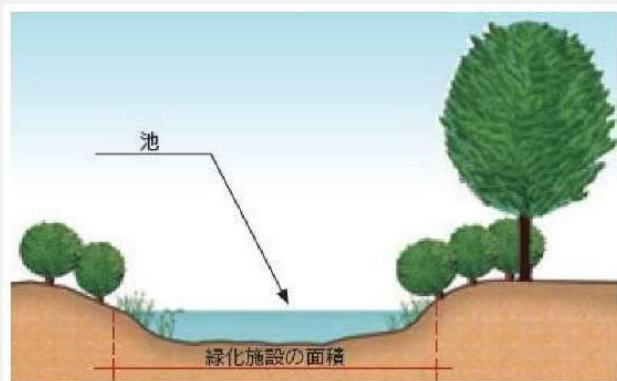
緑化率の算定方法

各緑化施設区分の面積計算方法

5 水流、池、その他これらに類するもの

樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成している部分の水平投影面積

注) 他の緑化施設の水平投影面積との重複不可



6 緑化施設に附属して設けられる園路、土留、その他の施設

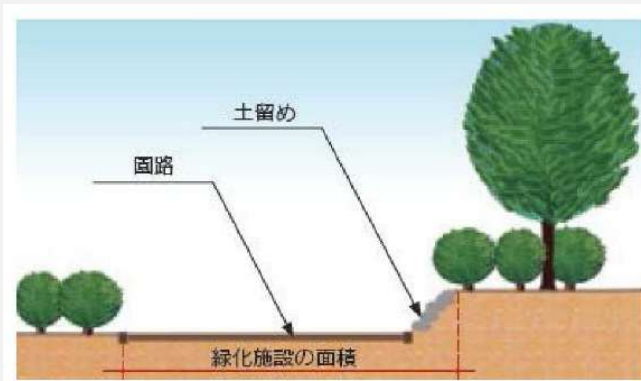
緑化施設として設けた園路などの水平投影面積

注) 【算入できる面積】の上限があります。

【算入できる面積】

前記した緑化施設①、②、③、⑤を合計した面積の4分の1を超えない範囲

注) 他の緑化施設の水平投影面積との重複不可



● 屋上緑化等(建築物その他の工作物の緑化)について

これまでにご案内した緑化施設(④壁面緑化を除く。)を建築物その他工作物の屋上などに設けた場合も緑化施設として算出できます。

なお、算出の方法は、各施設の算出方法を参照してください。

屋上緑化事例



○写真は「戸田市立児童センター こどもの国」
「平成30年度版みどりのススメ(埼玉県環境部みどり自然課発行)」より

○挿絵は「緑化地域制度導入の手引き(平成30年4月)」から引用

草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例

〔平成31年3月19日〕
条例第 15 号

(目的)

第1条 この条例は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内の建築物の緑化率の最低限度を定めることにより、周辺環境と調和した緑豊かで良好な都市環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、都市緑地法、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定により告示された草加柿木産業団地地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域に適用する。

(建築物の緑化率の最低限度)

第4条 前条に規定する区域内において、敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2.5以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(緑化率の最低限度の特例)

第5条 前条の規定は、増築する建築物であって、増築後の床面積の合計が前条の規定の適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないものについては、適用しない。

(違反建築物に対する措置)

第6条 市長は、第4条の規定に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が第4条の規定に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第7条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(緑化施設の管理)

第8条 建築物の維持保全をする者は、その責務において、この条例の規定により設けられた緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理しなければならない。

(次ページに続く)

草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（続き）

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第9条 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は緑化施設を変更しようとする者は、その計画が第4条又は第5条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けなければならない。

（緑化施設等の工事の完了の届出等）

第10条 第4条の規定の対象となる建築物の新築若しくは増築をしようとする者又は第5条に規定する範囲内であることが確認された建築物の増築をしようとする者は、緑化施設等の工事が完了した日から4日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、災害その他のやむを得ない理由により届出をすることが著しく困難であるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第4条又は第5条の規定への適合の確認のために必要な限度において、その職員に建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の検査を行う場合について準用する。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（罰則）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第7条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第7条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正）

2 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条ただし書中「又は建基法第18条第24項第1号」を「若しくは建基法第18条第24項第1号」に改め、「認められるとき」の次に「又は都市緑地法（昭和48年法律第72号）第43条第1項に基づく認定を受けている者に該当するとき（緑化施設が雨水流出抑制施設又は駐車場を兼ねている場合を除く。）」を加える。

別表第4公園等の整備の項3の表0.3ヘクタール以上の項中「ならない」の次に「。ただし、草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（平成31年条例第15号）第3条に規定する区域内においては、同条例に基づく緑化を行わなければならないものとする」を加える。

草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則

〔平成31年3月19日〕
規則第 3 - 3 号

（趣旨）

第1条 この規則は、草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（平成31年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の申請）

第3条 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）第29条及び条例第9条の規定により、計画が条例第4条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率適合証明申請書（第1号様式）正副各1通にそれぞれ別表第1に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、緑化施設の算定に係る面積が変わらない樹木の変更等軽微な変更については、当該申請を要しないものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、省令第9条に基づき算定した緑化施設の面積により建築物の緑化率の確認を行い、条例第4条の規定に適合していると認めたときは、緑化率適合証明書（第2号様式）に当該緑化率適合証明申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

（緑化率の最低限度の特例に関する書面の申請）

第4条 条例第9条の規定により、計画が条例第5条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者は、緑化率の適用除外に関する確認申請書（第3号様式）正副各1通にそれぞれ別表第1に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について条例第5条の規定に適合していることを確認したときは、緑化率の適用除外に関する確認通知書（第4号様式）に当該緑化率の適用除外に関する確認申請書の副本及び添付図書を添えて、当該申請者に交付するものとする。

（緑化施設の工事の認定の手続等）

第5条 省令10条の規定により市長に提出する申請書及び添付図書の部数は、正副各1通とする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、認定の適否を決定し、緑化施設工事完了延期認定通知書（第5号様式）又は緑化施設工事完了延期不認定通知書（第6号様式）に当該申請書の副本及び添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

（認定申請書等の取下げの届出）

第6条 第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による申請又は省令第10条の規定による申請を取り下げようとする者は、申請取下げ届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめの届出）

第7条 第3条第2項若しくは第4条第2項の規定による書面の交付又は第5条第2項の認定を受けた者が、当該工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（第8号様式）に、当該緑化率適合証明書、緑化率の適用除外に関する確認通知書又は緑化施設工事完了延期認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（次ページに続く）

草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例施行規則（続き）

（建築主の変更の届出）

第8条 第3条第2項の規定による証明、第4条第2項の規定による確認又は第5条第2項の認定を受けた建築物で、当該工事の完了前に建築主を変更しようとする者は、建築主変更届（第9号様式）に、当該緑化率適合証明書、緑化率の適用除外に関する確認通知書又は緑化施設工事完了延期認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

（緑化施設等の工事の完了の届出）

第9条 第3条第2項若しくは第4条第2項の規定による書面の交付又は第5条第2項の認定を受けた者は、緑化施設等の工事が完了した日から4日以内に緑化施設等工事完了届（第10号様式）に、別表第1に掲げる図書及び緑化施設等の整備状況を示した写真を添えて市長に届け出なければならない。

（工事の検査）

第10条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該緑化施設等の工事の条例第4条又は第5条の規定への適合について検査するものとする。

（改善命令等）

第11条 条例第6条第1項の規定による違反を是正するために必要な改善措置の命令（次項において「緑化施設改善命令」という。）は、緑化施設改善命令書（第11号様式）により行うものとする。

2 市長は、緑化施設改善命令を行ったときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、条例第7条第1項の規定に基づき、緑化施設改善命令により必要な措置を行った内容を緑化施設改善報告書（第12号様式）により報告させ、又は必要に応じて検査するものとする。

（身分証明書）

第12条 条例第7条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第13号様式）によるものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条及び第9条関係）

図書の種類	図書に明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
平面図	縮尺、方位、屋上等の緑化施設の配置及び種別並びに緑化施設の面積
立面図	縮尺、壁面緑化等を行う場合の緑化施設の位置及び種別並びに緑化施設の面積
緑化施設の面積の算出根拠を示す図面	求積図及び面積算出表

※ 様式の掲載を省略しております。草加市HPでご確認いただきますようお願いいたします。

（関連HP）

https://www1.g-reiki.net/soka/reiki_honbun/e322RG00001997.html

担 当 部 課 一 覧 表

※本庁舎：草加市高砂1-1-1

草加市役所：電話048-922-0151（代）

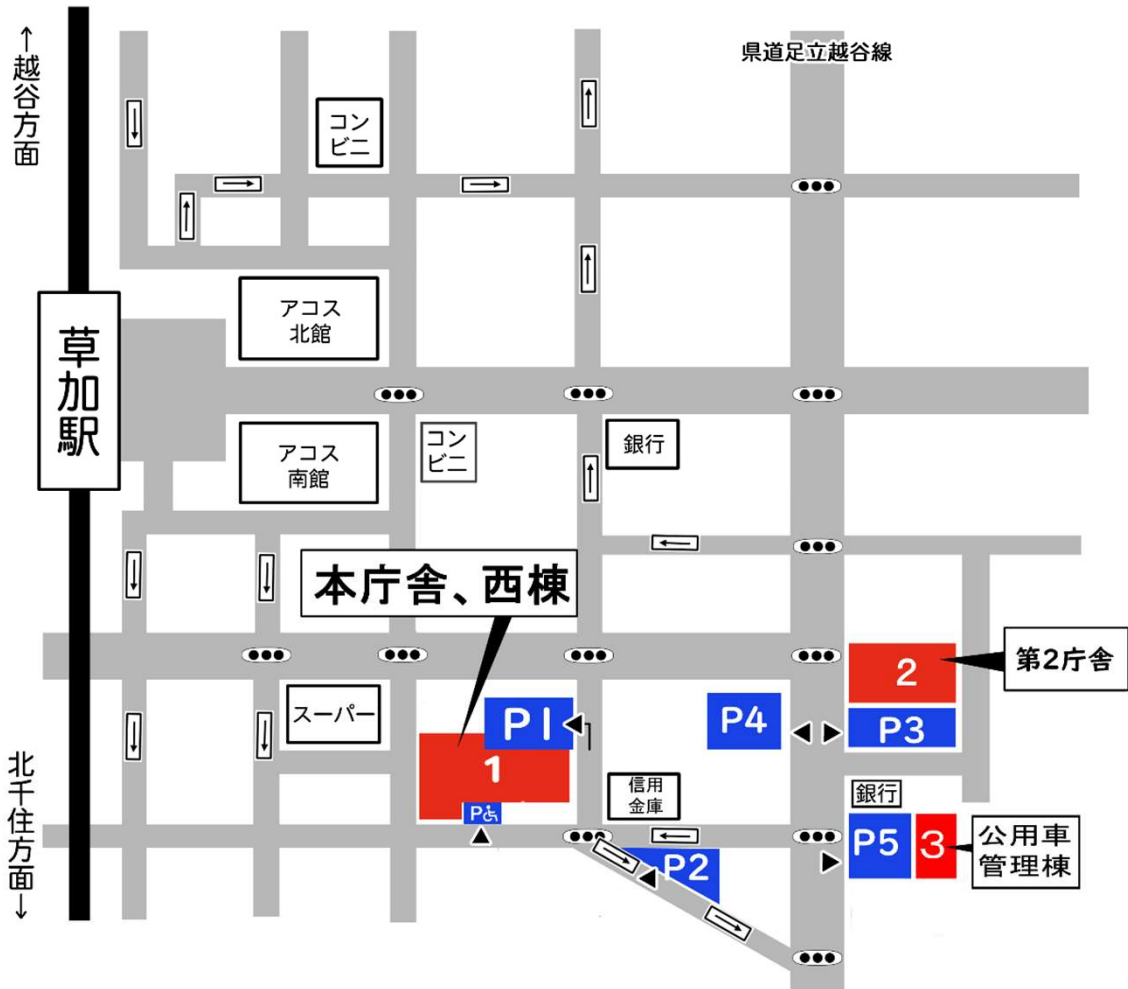
協 議 事 項	部・課	場 所 ・ 連 絡 先
開発行為に関する事。 （中高層建築物の建築に係る手続等に関する事を含む。） 駐車場に関する事。	都 市 整 備 部 開 発 審 査 課	本 庁 舎 5 階 開 発 審 査 係 922-1904 小 規 模 審 査 係 922-1942
道路種別に関する事。 建築物に関する事。 埼玉県福祉のまちづくり条例に関する事。	都 市 整 備 部 建 築 安 全 課	本 庁 舎 5 階 確 認 検 査 係 922-1954 建 築 指 導 係 922-1958
都市計画（用途地域含む）に関する事。 【計画係】	都 市 整 備 部 都 市 計 画 課	本 庁 舎 5 階 ま ち づ くり 推 進 係 922-1802 計 画 係 922-1790 地 区 拠 点 整 備 係 922-0183
都市景観及び風景づくりに関する事。 【計画係】		
生産緑地に関する事。 【計画係】		
市街地開発事業に関する事。 【まちづくり推進係】 （氷川町地区、谷塚駅西口地区等） 【地区拠点整備係】		
公園・緑地及び緑化に関する事。	都 市 整 備 部 み どり 公 園 課	本 庁 舎 5 階 工 務 ・ 事 業 係 922-1994
市道認定及び認定幅員に関する事。	建 設 部 建 設 管 理 課	本 庁 舎 5 階 調 整 係 922-2069 用 地 係 922-2148 境 界 係 922-2153
道路及び水路の付け替えに関する事。		
官民境界査定に関する事。（官地の幅員に関する事を含む。）		
過去の浸水実績に関する事。		
道水路の占用許可及び施行承認に関する事。	建 設 部 維 持 補 修 課	本 庁 舎 5 階 占 用 係 922-3461
都市計画道路に関する事。 道路工事に関する事。	建 設 部 道 路 整 備 課	本 庁 舎 5 階 計 画 係 922-2194 工 務 係 922-2197 街 路 係 922-2198
水路及び雨水流出抑制対策に関する事。	建 設 部 河 川 課	本 庁 舎 5 階 計 画 係 922-2172 経 営 係 922-3449 工 務 係 922-2179
公共下水道（污水）に関する事。 ※草加市は、污水・雨水分流です。 雨水排水については、排水先の管理者に確認してください。	上 下 水 道 部 下 水 道 課	草 加 市 氷 川 町 2118-5 代 表 925-3131 企 画 経 営 係 922-2286 維 持 管 理 係 922-2314 工 務 係 922-2387
消防水利施設に関する事。 消防活動用施設に関する事。	草 加 八 潮 消 防 局 警 防 課	草 加 市 神 明 2-2-2 警 防 係 924-0967
街路灯及び道路反射鏡に関する事。 駐輪対策に関する事。	市 民 生 活 部 交 通 対 策 課	本 庁 舎 4 階 交 通 政 策 係 922-1685 交 通 安 全 係 922-1641

○ 本資料は、草加市開発指導課作成資料から引用しております。
上表の内容に関するお問い合わせは、草加市開発指導課(上表1行目)にお願いします

協議事項	部・課	場所・連絡先	
公害防止等に関すること。 特定工場に関すること。	市民生活部 環境課	本庁舎 4 階 公害対策係 922-1520	
ごみ対策に関すること。	市民生活部 廃棄物資源課	草加市環境業務センター 草加市青柳6-23-3 931-3972	
墓地等に関すること。	市民生活部 くらし安全課	本庁舎 4 階 生活衛生係 922-3642	
新田駅周辺土地区画整理事業地内に関すること。 新田西部土地区画整理事業地内に関すること。	都市整備部 新田駅周辺土地区画整理事務所	草加市金明町457-2 954-6371	
地域のまちづくりに関すること。	自治文化部 みんなでまちづくり課	本庁舎 6 階 922-0796	
中規模・大型店舗に関すること。 工場立地法に関すること。	自治文化部 産業振興課	本庁舎 6 階 商工係 922-3477	
農地転用に関すること。	自治文化部 都市農業振興課 農業委員会事務局	本庁舎 6 階 922-0842	
行政区域に関すること。	総務部 庶務課	本庁舎西棟 4 階 行政係 922-0969	
施設の福祉配慮に関すること。	福祉部 障がい福祉課	本庁舎 2 階 障がい福祉係 922-1436	
通学区に関すること。	教育総務部 学務課	本庁舎 7 階 学務係 922-2674	
文化財に関すること。	教育総務部 生涯学習課	本庁舎 7 階 文化財保護係 922-2830	
上水道に関すること。（別途協議）	上下水道部 水道営業課	草加市氷川町 2118-5 代表 925-3131 給水係 925-3135	
防災行政無線に関すること。	市長室 危機管理課	本庁舎 8 階 922-0614	
県道に関すること。	埼玉県越谷県土 整備事務所	越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 964-5221	
国道に関すること。	・国道4号バイパス	大宮国道事務所 春日部国道出張所	春日部市粕壁東6丁目13番5号 048-754-1511
	・国道298号 ・東埼玉道路	北首都国道事務所	草加市花栗3丁目24番15号 942-4041
その他の事項に関すること。	別途指示する部課		

草加市の市外局番は「048」です。

○ 本資料は、草加市開発審査課資料から引用しております。
上表の内容に関するお問い合わせは、草加市開発審査課(上表1行目)にお願いします



※みどり公園課は本庁舎5階にございます。

※水道庁舎は草加市氷川町2118-5にございます。



みどりと水辺を身近に体感できる快適都市

草加市都市整備部みどり公園課（本庁舎5階）

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

電話：048-922-1994（直通）

FAX：048-922-3148

（草加市HP記載箇所）

トップページ>暮らし・手続き>くらし・住宅・公園>公園>お知らせ

>草加柿木産業団地地区に適用される緑化率条例および施行規則を制定しました

・令和元年9月初版発行
・令和8年5月更新